

新潟市女性の就農環境改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市農業の持続的発展や、効率的で安定した魅力ある農業の担い手の育成を図ることを目的に、女性就農者の確保・定着のために取り組む経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 農業の現場において、女性が働きやすい環境整備を進め、女性の農業への参画及び定着促進を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 市長は、別表1の補助事業者に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う別表1の種目に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行うために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助事業者は、市税に未納がない者とする。
- 3 補助対象経費の区分及び補助率又は補助額は、別表1に定めるところによる。
- 4 補助事業者は、国、県、市等が実施する女性の就農環境改善に資する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金を受けていないこと。
- 5 補助事業者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- 6 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 7 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- 8 本事業において実施する調査に本事業終了後も協力すること。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、市長が定める期日までに補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 補助金の算出にあたっては、千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

3 補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

4 事業の着工は原則として補助金の交付決定後とする。ただし事業の性格、内容等により交付決定前の着工を必要とする場合は、補助金交付申請時に交付決定前着工届（別記様式第2号）を添えて申請した上で着工するものとする。

（交付の決定及び通知）

第5条 市長は前条の規定により補助金の交付申請があった時はこれを審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、補助金の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（計画変更の承認等）

第6条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定により市長の承認を受けようとする場合には、補助金変更交付申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該補助事業者に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（別記様式第6号）に別表1に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（額の確定等）

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（実施状況報告）

第9条 補助事業者（リースの場合は借受者）は、事業実施計画に基づき事業実施翌年度に実施状況報告書（別記様式第8号）を作成し、報告年次の9月末日までに提出するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、本事業により取得した価格が100千円以上の設備とする。

2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に準ずるものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定による期間において、補助事業者が無断で活動を休止し、若しくは組織を解散し、又は事業で取得した設備を処分したときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日をもって失効する。

別表1 女性の就農環境改善事業 事業内容、実施基準及び事業対象一覧

申請書及び実績報告書に添付する書類は以下のとおりとする。なお、事業に応募することにより、必要に応じて現地確認を実施することについて了承しているとみなす。補助金は市税その他の貴重な財源で賄われるという観点から、新潟市税の滞納がないことを確認する書類として、新潟市税の納税証明書を申請時に添付すること。また、暴力団でないことを確認するため、暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第9号）を申請時に添付すること。

事業名・補助対象事業		補助事業者	事業 期間	補助額	補助上限額	申請先	提出書類
支援内容	補助対象経費						
<p>(1) 設備導入支援</p> <p>女性が働きやすい環境を確保するための以下の設備を導入（プレハブの購入またはリース）する際の費用の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ ・シャワー室 ・更衣室 ・休憩スペース ・アシストスーツ 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備導入に必要と認められる経費（工事費を含む） ※補助対象事業費は10万円以上とする。 ※経営体の規模に応じて適切な規模の設備とすること ・トイレは、「快適トイレ」を基本とし、「快適トイレ」として活用するために備える付属品」までを対象とする。 ・アシストスーツは、農林水産省による「スマート農業技術カタログ」またはIPCSA ホームページ内「製品・サービス」に掲載されているもの又はそれと同等と認められるものとする。 	<p>【購入】 市内の農業経営主で認定新規就農者又は認定農業者</p> <p>【リース】 市内の農業経営主で認定新規就農者又は認定農業者</p> <p>※リースの場合は借受者により判断する</p> <p>設備導入先について、以下のすべてを満たすこと</p> <p>(1) 市内に住所を有すること</p> <p>(2) 女性農業者または構成員に女性農業者がいること、もしくは農業に従事する女性を雇用していること（パート、バイト、雇用予定を含む）</p> <p>※導入する設備は、圃場や作業場等の作業を行う現場の近接地に設置すること</p>	1年	補助対象経費の1/2以内	50万円/設備 ※1事業実施主体につき2設備まで	各区農政担当課 ※東区・中央区の在住者の申請先は江南区産業振興課	<p>【交付申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書（別記様式第1号） ・事業計画書（添付資料1-1） ・3者見積りの写し ・導入する設備の概要や能力がわかる資料やカタログ ・設備設置場所の現況写真 <p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実績報告書（別記様式第6号） ・事業実績書（添付資料1-1） ・領収書等の支払いが確認できる書類の写し ・設備設置後の写真 <p>【実施状況報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況報告書（別記様式第8号）
<p>(2) 取組支援</p> <p>女性農業者を対象とした研修会やイベントの開催、その他女性活躍のための取組に対する費用の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 ・旅費 ・謝金 ・委託費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・使用料及び賃借料 ・その他の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)の要件を満たす市内の農業経営主で認定新規就農者又は認定農業者 ・上記(1)の要件を満たす認定新規就農者又は認定農業者が属する団体。ただし、行政機関に事務局が置かれている団体は対象外とする。 ・新潟市内の農業協同組合 <p>広く女性農業者または農業に興味のある女性を対象とした、女性農業者の活躍のための取組とし、以下の取組は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者を特定の団体等に限定するもの。 ・補助事業者の採用活動にかかわるもの。 ・収益を目的としたもの。ただし、実費を参加者負担とすることは可能。 	1年	補助対象経費の1/2以内	25万円/事業 ※1事業実施主体につき年1回まで	各区農政担当課 ※東区・中央区の在住者の申請先は江南区産業振興課	<p>【交付申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書（別記様式第1号） ・事業計画書（添付資料1-2） <p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実績報告書（別記様式第6号） ・事業実績書（添付資料1-2） ・領収書等の支払いが確認できる書類の写し ・イベント等開催時の写真 <p>【実施状況報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況報告書（別記様式第8号）

(宛先) 新潟市長

申請者 住所
(法人にあつては所在地)

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 女性の就農環境改善事業
種目名：
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象経費
- 4 交付申請額及びその算定方法
(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てること。)
- 5 補助事業の着手 (予定) 年月日
年 月 日
- 6 補助事業の完了 (予定) 年月日
年 月 日
- 7 情報の公表の内容、方法及び時期
- 8 添付書類
要綱別表 1 のとおり

(添付資料 1 - 1) ※設備導入支援

年度 女性の就農環境改善事業 計画書 (実績書) 注)1

1 - 1 設備導入をする経営体

区名		実施年度		認定年月日 注)2	
申請者 氏名 注)3				経営開始日	
住所	〒				
連絡先	電話番号		メールアドレス		

1 - 2 リース事業者 (リースの場合)

事業者名					
住所	〒				
連絡先	電話番号		メールアドレス		

2 設備導入をする経営体の経営概要

経営面積 飼養頭羽 数	【作目】 、【面積】 a (品種名:) 【作目】 、【面積】 a (品種名:) 【作目】 、【面積】 a (品種名:)
従業員数 等注)4	経営体の人数 ____人 うち、女性の人数 ____人 内訳：構成員・役員 ____ () 人、 常時雇用者 ____ () 人、臨時雇用者 ____ () ※ () 内は女性の内数を記載すること
経営方針	

3 事業概要

目的・ 必要性等	(現状を踏まえ、事業の必要性、目的及び期待する効果を記載すること)
-------------	-----------------------------------

事業の 概要	事業内容		内訳		事業費	補助率	市補助金
			別紙見積書 のとおり			1/2	
			別紙見積書 のとおり			1/2	
設置箇所					計	(事業費)	(市補助金)
負担区分	事業費	市補助金	申請者	その他	融資計画	融資を借り入れた場合、 その名称	借入額

注)1 申請時は「計画書」、実績報告時は「実績書」と記載すること。

注)2 認定年月日には認定新規就農者または認定農業者の認定日を記載し、「認定証」の写し添付すること。

注)3 法人の場合は、代表者名のほか事業担当者名も記載すること。

注)4 雇用予定の場合は別途雇用計画を添付すること。

※その他、市が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出すること。

(添付資料 1 - 2) ※取組支援

年度 女性の就農環境改善事業 計画書 (実績書) 注)1

1 申請者

区名		実施年度		認定年月日 注)2	
申請者 氏名 注)3				経営開始日	
住所	〒				
連絡先	電話番号		メールアドレス		

2 経営概要 (補助事業者が農業協同組合の場合は記載不要)

経営面積 飼養頭羽 数	【作目】 、【面積】 a (品種名:) 【作目】 、【面積】 a (品種名:) 【作目】 、【面積】 a (品種名:)
従業員数 等	経営体の人数 ____人 うち、女性の人数 ____人 内訳：構成員・役員 ____ () 人、 常時雇用者 ____ () 人、臨時雇用者 ____ () ※ () 内は女性の内数を記載すること
経営方針	

3 取組計画 (実績)

内容	(事業の必要性、目的及び期待する効果を含む)		
実施時期	年 月 日	参加者数 (募集人数)	人
事業実施 体制			

事業費	総事業費	円 【内訳】 ▲参加者実費負担
	市補助金	円
	自己資金	円

注)1 申請時は「計画書」、実績報告時は「実績書」と記載すること。

注)2 認定年月日には認定新規就農者または認定農業者の認定日を記載し、「認定証」の写しを添付すること。農業協同組合の場合は記載不要。

注)3 法人の場合は、代表者名のほか事業担当者名も記載すること。

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※その他、市が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出すること。

(宛先) 新潟市長

申請者 住所
(法人にあつては所在地)

氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

補助金交付決定前着工届

年度新潟市女性の就農環境改善事業として、下記の事業を補助金の交付決定前に着工したいので、補助金の交付が決定されない場合は自力事業とすることを了承の上、関係書類を添えて届出します。

なお、交付要綱で「予算の範囲内で補助金を交付する」と定められていることから、補助金の交付申請額どおりに交付決定がなされない場合があることを了承していることを申し添えます。

記

- 1 交付決定前に着工しようとする補助事業の名称
年度 新潟市女性の就農環境改善事業
種目名：
- 2 交付決定前に着工する理由
- 3 添付書類
(上記2の説明に必要な書類を添付すること)

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度新潟市女性の就農環境改善事業については、次のおり交付（不交付）することに決定をしたので、新潟市女性の就農環境改善事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 新潟市女性の就農環境改善事業
種目名：
- 2 交付決定額（不交付の理由）
円
- 3 交付条件
別紙のおり

別紙

補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- 1 補助金交付の条件は、新潟市補助金等交付規則及び新潟市女性の就農環境改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付規則等」とする。）の定めるところに従うこと。
- 2 事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- 3 交付規則等に違反した場合には補助金の全部又は一部を市長に返済させることがあること。
- 4 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- 5 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 6 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了後の年度の翌年度から起算して5か年間保管しておかなければならないこと。
- 7 この補助金に係る経費は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(宛先) 新潟市長

事業主体 住所 (法人にあつては所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

補助金変更交付申請書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあつた事業について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 補助事業の名称

年度 新潟市女性の就農環境改善事業
種目名 :

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3 変更の理由

4 変更予定年月日

年 月 日

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した 年度新潟市女性の就農環境改善事業
については、次のとおり変更したので通知します。

記

1 補助事業の名称

年度 新潟市女性の就農環境改善事業
種目名：

2 既交付決定額

円

3 変更交付決定額

円

4 変更事項

変 更 前	変 更 後

5 変更理由

(宛先) 新潟市長

事業主体 住所 (法人にあつては所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

補助事業実績報告書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあつた事業が完了したので、
次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 新潟市女性の就農環境改善事業
種目名 :
- 2 交付決定額及びその精算額
交付決定額
精 算 額
- 3 補助事業完了年月日
年 月 日
- 4 補助事業の成果
- 5 補助事業の精算に係る収支明細
収入における補助額 円、申請者負担額 円
支出における補助額 円、申請者負担額 円
- 6 情報の公表の状況
- 7 添付書類
要綱別表1のとおり

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度新潟市女性の就農環境改善事業について、次のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付済額

円

3 確定額

円

年 月 日

(宛先) 新潟市長

事業主体 住所 (法人にあつては所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

実施状況報告書

年度に事業実施した事業について、実施状況を次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
年度 新潟市女性の就農環境改善事業
種目名：
- 2 女性の就農、定着状況 (取組支援の場合は記載不要)
事業実施前 女性数 人
状況報告時 女性数 人
- 3 事業効果 (本事業の趣旨・目的に照らし具体的に記載すること)

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、女性の就農環境改善事業費補助金交付要綱の規定に基づく補助金の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)

氏 名

生年月日（昭和・平成・令和） 年 月 日

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

(別記様式第9号 暴力団等の排除に関する誓約書添付資料)

名簿(役員等一覧表)

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、S～昭和、H～平成、R～令和として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役職	氏名	カナ	生年月日	性別	住所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	① H 11年1月1日 R	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	

- * 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適正に管理いたします。
- * 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

リースの取扱について

第1 取扱基準

リースは民間リース会社等（以下本取扱において「事業主体」という。）と当該設備を利用する農業者等（以下本取扱において「借受者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結する事業であって次の要件を満たすものとする。

- 1 リースする期間は、アシストスーツは5年以上、それ以外については7年以上とする。
- 2 補助対象経費は、以下のとおりとする。
購入費、設置工事費
- 3 年間リース料は、次の算定式で算出した額以下であること。

$$\text{年間リース料} = \frac{(\text{購入金額} + \text{設置工事費} - \text{補助金}) + \text{動産総合保険料} + \text{固定資産税} + \text{事務手数料}}{\text{リース期間}}$$

- 4 事業主体と借受者との間において、リースの目的、期間、年間リース料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するものであること。
- 5 借受者は、設備の利用を責任をもって行い、災害等により当該設備に異常がおきた場合は、事業主体に速やかに報告するとともに、事業主体は、規則第11条に基づき報告を行うこと。
- 6 事業主体は、借受者に対してあらかじめリース実施に必要な調査・審査及び必要書類、連帯保証人の徴求等できるものとする。

第2 リースの実施方法

1 実施内容

- ① 借受者が導入したい設備の仕様を前提として、借受者が3者以上のリース事業者からリース契約見積依頼書を送付する。（借受者が事前に導入したい設備について3者以上の販売業者に価格見積を行い、その内容を基にリース契約見積依頼書を送付することが望ましい。）
- ② リース事業者からリース契約書（案）（リース料金含む。）を借受者に提示する。ここで借受者が事業主体を決定する。なお、借受者は決定した事業主体のほか、選考に漏れたリース契約見積依頼先に連絡すること。
- ③ 事業主体は、上記までに決まった事項を基に市長に補助金の交付を申請する。
- ④ 市から事業主体へ補助金の交付の決定を通知する。
- ⑤ 借受者と事業主体とでリース契約を締結する。

2 リース実施の手続きに必要な参考様式

- (1) 実施内容①について：参考様式第1号「リース契約見積依頼書」
- (2) 実施内容③について：要綱別表の提出書類に契約書（案）を添付すること。

3 その他必要な事項

- (1) 事業主体のしゅん工報告について

事業主体は、リース契約を締結し、借受者に設備が導入されたときは、設備の確認を行った上で、補助事業実績報告書に必要書類とリース契約書を添付し市長へ報告するものとする。

また、事業主体はあらかじめ以下に示す補助事業簿冊を整備しておくものとする。

[補助事業簿冊の内容]

- ① 事業計画書及び仕様書等 （借受者から事業主体へ提出）
 - ② 設備購入のための3者以上の見積書又は入札関係書類（借受者から事業主体へ提出）
 - ③ リース設備注文契約書又は売買契約書 （事業主体）
 - ④ リース設備借受書（納品書と同様）又は納品書 （事業主体）
 - ⑤ 設備の確認写真 （事業主体）
 - ⑥ リース契約書 （事業主体）
 - ⑦ 売買代金の支払い額、年月日がわかる帳票 （事業主体）
 - ⑧ 補助金の受入額、年月日がわかる帳票 （事業主体）
 - ⑨ 補助金の往復文書 （事業主体）
- 〈補助金等交付申請書・交付決定・実績報告書・確定通知〉

リース契約見積依頼書

年 月 日

様

組織名及び代表者名
又は
氏 名

(TEL)

下記により新潟市女性の就農環境改善事業を活用しリース契約の締結を予定したため、リース契約書（案）を提出下さるようお願いいたします。

記

1 借受者の概要

(1) 集団の場合

フリガナ 会社名又は組織名					会社電話番号			
会社所在地	(〒 -)							
フリガナ 代表者名					生年月日 昭・平 年 月 日			
代表者自宅住所	(〒 -)				自宅電話番号			
経営概要 (経営規模)	組織形態	協業(法人・任意)・受託・共同利用			営農類型			
	資本金	営業年数	会社の設立		構成員数		その他	
	万円	年	年 月		戸 人			
	水田部門		作業受託					
	所有地(ha)	借入地(ha)	作業名					
		面積(ha)						
園芸部門		家畜飼養頭羽数				その他部門		
普通畑(ha)	樹園地(ha)	家畜名				部門名		
		頭羽数						

(2) 個人の場合

フリガナ 氏 名					生年月日 昭・平 年 月 日			
住所	(〒 -)				自宅電話番号			
経営概要 (経営規模)	水田部門		作業受託					
	所有地(ha)	借入地(ha)	作業名					
			面積(ha)					
	園芸部門		家畜飼養頭羽数				その他部門	
	普通畑(ha)	樹園地(ha)	家畜名				部門名	
		頭羽数						

2 リースの内容

リース申込物件	数量	物件価格 (税別)	設置場所住所	納入予定日
		円		年 月 日
		円		
リース料の支払方法	年払い・月払い		リース期間	年
予定補助率	1/2			

3 その他

リース料の算定に当たっては、市の補助事業を活用した場合として市の補助分を勘案したリース料金とさせていただきます。